

消防法違反により命令を受けている対象物一覧表

令和8年8月10日現在

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	三重県伊賀市丸柱434番地
	防火対象物の名称	秋野製陶所
	命令の受けた者の氏名	秋野 忠二
	命令事項	(1) 令和9年1月15日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 (2) 令和9年1月15日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
2	防火対象物の所在地	三重県伊賀市下柘植737番1
	防火対象物の名称	株式会社高子製作所 伊賀工場
	命令の受けた者の氏名	株式会社高子製作所 代表取締役 高子 直也
	命令事項	令和8年12月10日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。